

## 緊急事態宣言が延長されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第6弾）

### ～ 緊急事態措置の延長等 ～

本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言が5月31日まで延長することが決定されました。

これを受けて本県でも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく緊急事態措置を延長するとともに、同法に基づかない協力依頼についても継続しますので、県民の皆様におかれましては、引き続き取り組みいただきますようお願いいたします。

また、本県のみならず、他府県等における今後の感染症の疫学的コントロールの状況や、新規感染者数の発生状況、医療体制の状況を勘案し、更なる見直しを行ってまいります。

#### 記

### 1 緊急事態措置等の延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、5月6日まで実施していた緊急事態措置等を、5月31日まで延長します。ただし、休業要請等については、次のとおり見直します。

- (1) 休業要請の対象施設のうち、「博物館等」（博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園）については、5月7日から「営業自体の自粛の法的要請をする施設」の対象外とし、「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」とします。

具体的な対象業種については、和歌山県ホームページに掲載しております。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204036.html>)

- (2) 休業要請等の期限については、5月15日まで延長します。5月15日時点で、大阪府及び近隣府県の感染拡大の状況等を勘案し、休業要請の継続等について判断することとします。

### 2 学校の休業の延長

- (1) 県立学校については、同法第24条第9項に基づき、5月31日まで休業します。
- (2) 市町村等に対しても、幼稚園（預かり保育を除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を要請します。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）

危機管理・消防課：小川、撫養（むや）

内線 2273

災害対策課：楠本、平田

内線 2261